

(土地改良法の一部改正)

第十三条 土地改良法の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十

五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号に規定する

農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。若しくは、「農地利用集積円滑化団体若しく

は」及び「農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集

積円滑化事業をいう。）若しくは」を削り、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項」を

「同条第三項」に改め、「農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

第五十三條の三の二第二項中「農地利用集積円滑化団体若しくは」を削る。

第八十五條の四第一項中「農業協同組合又は農地利用集積円滑化団体」を「又は農業協

同組合連合会」に改め、「農用地であつて、その農用地につき同条第四項の規定により農地利用集積

円滑化団体が耕作又は養畜の業務を営む者とみなされるものを含む。」を削る。

第九十一條の二第六項第一号八中「農業経営基盤強化促進法」の下に「昭和五十五年法律第六十

五号」を加える。

第九十四條の八第一項ただし書及び第九十四條の八の二第一項から第五項までの規定中「農地利

用集積円滑化団体又は」を削る。

第九十五條第一項中「農地利用集積円滑化団体（政令で定めるものを除く。以下この節にお

いて同じ。）」を削り、同条第二項中「農地利用集積円滑化団体」を削り、「置かない農地利用集積円

滑化団体又は」を「置かない」に改め、同条第五項中「農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

第九十五條の二第一項及び第二項中「農地利用集積円滑化団体」を削り、同条第三項中「農地

利用集積円滑化団体又は」を削る。

第一百零八條第一項並びに第一百八條第一項第四号及び第五項中「農地利用集積円滑化団体」を削

る。

第一百四十四條中「農地利用集積円滑化団体又は」を削る。

(農住組合法の一部改正)

第十四條 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九條第四項中「第五條第一項第六号」を「第五條第一項第七号」に改める。

(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部改正)

第十五條 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第二項第五号口中「農地利用集積円滑化団体」及び「農業経営基盤強化促進法（昭和五

十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第

一号口に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。」を削る。

第四條第一項及び第二項並びに第六條中「農地利用集積円滑化団体」を削る。

(所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十六條 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部を次のように改

正する。

附則第五十一條第十六項中「同法」を「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正す

る法律（令和元年法律第十二号）第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（附則第六

十九條第九項及び第八十四條第九項において「旧基盤強化法」という。）に改める。

附則第六十九條第九項及び第八十四條第九項中「対して同法」を「対して旧基盤強化法」に改め

る。

(都市農地の貸借の円滑化に関する法律の一部改正)

第十七條 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）の一部を次のように

改正する。

第十一条中「農地利用集積円滑化団体」を削る。

(旧農業者年金基金法の一部改正)

第十八條 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六條第三項の規定

によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法

律第三十九号）附則第八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正

前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項第二号イ中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十

一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体」を削る。

総務大臣 石田 真敏

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

国土交通大臣 石井 啓一

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十三号

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第一百四十三号）の一部を次の

ように改正する。

第十五條の次に次の二條を加える。

(国庫納付金)

第十五條の二 機構は、運営委員会（預金保険法第十四條に規定する運営委員会をいう。）の議決を経

て、内閣総理大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定に属する剰余金の全部又は一部を国庫

に納付することができる。

(金融再生勘定への繰入れ)

第十五條の三 機構は、金融機能再生緊急措置法第六十七條第一項に規定する金融再生業務の終了の

日において、金融再生勘定（金融機能再生緊急措置法第六十四條に規定する金融再生勘定をいう。

以下この条及び第十八條第二項において同じ。）に属する財産をもつてその債務を完済することがで

きない場合には、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を

受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該債務を完済するために要する費用の範囲内に限り、金

融再生勘定に繰入れをすることができる。